

教員の評価，懲戒・分限処分，研修等の 制度の関係についての調査研究（その1）

浦野 東洋一

1991年度の大学院における私のゼミは，平成3年度科学研究費補助金の交付を受けた研究「教員の評価，懲戒・分限処分，研修等の制度の関係についての調査研究」（一般研究B，課題番号03451041）と表裏をなして運営された。

私は，平成3年度科学研究費補助金実績報告書の「研究実績の概要（当該年度のまとめ，600字～800字）」欄に次のように書いた。

一都三県にわたり，県教育委員会人事担当者，元管理主事，市町教育委員会教育長，学校長，教頭，元学校長，地方教育事務所長を訪問し，面接調査を実施した。うち3件については，録音テープをおこして文章化する作業をおこなった。

面接調査で明らかになったことの第1点は，教員人事についての法律は全国共通であるが，その運用実態は地域によって驚くほどのちがいがあることである。例えば管理職の任用について，東京都では厳しい試験制度があるが，長野県では試験などはいっさいしないことがわかった。あるいは，千葉県地方教育事務所は教員人事行政において実質的に重要な役割をはたしているが，長野県ではそうではないことがわかった。

第2点は，少なくとも高校教員の人事行政において，香川県，長野県の教育委員会人事担当部局は，全教員についての調査結果をもって，人物像を把握していることである。（そうであってはじめて，長野県のような管理職の任用がおこなえるわけである。）

第3点は，校長，教頭のなかには，いわゆる「問題教師」へのとりくみを，校長・教頭の教育実践と位置づけ努力している者が少なくないが，教育委員会からのバックアップ体制に問題がありそうだということである。（第4点以下省略）

以上の面接調査をふまえて，全国的なアンケート調査を実施した。調査票の種別，送付先は，①都道府県教育委員会（含政令指定都市），②市町村教育委員会（約300抽出），③小・中学校長（約1,200抽出），④小・中学校教頭（約1,200抽出），⑤高等学校長（東京都と長野県約

300），⑥高校教員（同前）である。

調査票返送締切日が平成4年2月末日なので，それ以降は集計，分析作業をおこなう予定である。

本研究の本格的なまとめは1992年度の課題であるが，1991年度における研究作業のとりあえずのまとめとして，以下の論稿が作成された。大学院生諸氏の協力に感謝するとともに，読まれた方のご批判，ご意見を願う次第である。